

専決処理報告 第 3 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を 改正する規則の専決処理報告

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（別紙）について、高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）第6条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に専決したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の目的

より効率的な業務運営のため、組織の一部を見直し、併せて規定の整備を行うもの

2 改正の主な内容

(1) 組織について

青少年センターの 2 課（総務課及び事業課）体制のうち総務課を廃止し、1 課（事業課）体制とすること。

(2) 分掌事務について

情報教育の推進に関する企画及び調整に関する事務を、教育センターから教育政策課に移管すること。

(3) 事務局の職制について

- ア 子育て・親育ち推進監の新設
- イ 専門企画員の新設
- ウ 技能職員の廃止
- エ 教育事務所に企画監を新たに配置

(4) 文言の整理

3 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第13号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第40条」を「第39条」に、「（第41条）」を「（第40条）」に改める。

第7条第4項中「総務課及び」を削る。

第9条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、第16号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 情報教育の推進に関する企画及び調整に関すること。

第9条第18号を同条第19号とし、同条第17号を同条第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

(17) 高知県教育情報通信ネットワークシステムの管理運営及びセキュリティに関すること。

第12条第7号中「特別支援教育課」を「特別支援教育課及び生涯学習課」に改める。

第13条第1号中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第7号中「及び高等学校（次条において「県立高校等」という。）」を「（以下この条において「県立中学校」という。）及び県立高校」に改め、同条第15号中「県立高等学校」を「県立高校」に改め、同条第17号中「及び県立高校等」を「並びに県立中学校及び県立高校」に改め、同条第18号中「県立高校等」を「県立中学校及び県立高校」に改める。

第19条第1項中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 発達障害等特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育に関すること。

第19条第2項中「前項第4号及び第11号」を「前項第4号及び第12号」に改める。

第23条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

第35条中「第40条」を「第39条」に改める。

第36条中「及び参事」を「、子育て・親育ち推進監及び参事」に改め、同条の表中

教育次長	教育長を補佐し、職員を指揮監督するほか、教育長に事故があるとき又は欠けたと
------	---------------------------------------

	きは、その職務を行う。
--	-------------

を

教育次長	教育長を補佐し、職員を指揮監督するほか、教育長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
子育て・親 育ち推進監	就学前教育に関する事務を掌理するとともに所属職員を指揮監督するほか、関係機関との連携調整に当たる。

に改める。

第37条の表中

課長補佐	課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課相互間の連絡調整に当たる。
------	-------------------------------------

を

課長補佐	課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課相互間の連絡調整に当たる。
専門企画員	担任する専門的施策等の立案及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。

に改める。

第38条を削る。

第39条第1項中「参事」を「子育て・親育ち推進監」に改め、同項の表中

所	所長 次長（必要と認める所に限る。）
---	--------------------

を削り、

高等学校課	企画監
-------	-----

を

高等学校課	企画監
教育事務所	所長 企画監 次長（必要と認める教育事務所に限る。） チーフ

に改め、同表青少年センターの項中「課長」を「課長 チーフ」に改め、同条第2項中「副参事」を「参事、副参事、専門企画員」に改め、「主任技師」を削り、同条を第38条とする。

第40条を第39条とする。

第7章中第41条を第40条とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

目次

第1章～第5章 略

第6章 職制(第35条～第39条)

第7章 附属機関(第40条)

付則

本則

第2章 事務局

第1節 課及び事務所の設置並びに名称等

(事務所)

第7条 略

2・3 略

4 青少年センターの内部組織として、_____事業課を置く。

第2節 分掌事務

第1款 課の分掌事務

(教育政策課)

第9条 教育政策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9) 略

(10) 略

旧

高知県教育委員会行政組織規則(抜粋)

目次

第1章～第5章 略

第6章 職制(第35条～第40条)

第7章 附属機関(第41条)

付則

本則

第2章 事務局

第1節 課及び事務所の設置並びに名称等

(事務所)

第7条 略

2・3 略

4 青少年センターの内部組織として、総務課及び事業課を置く。

第2節 分掌事務

第1款 課の分掌事務

(教育政策課)

第9条 教育政策課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9) 略

(10) 地域教育の推進に関すること。

(11) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 情報教育の推進に関する企画及び調整に関すること。

(17) 高知県教育情報通信ネットワークシステムの管理運営及びセキュリティに関すること。

(18) 略

(19) 略

(小中学校課)

第12条 小中学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 小中学校の芸術文化の振興に関すること(特別支援教育課及び生涯学習課の主管に属するものを除く。)

(8)～(11) 略

(高等学校課)

第13条 高等学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県立の高等学校(以下この条において「県立高校」という。)及び市町村立の高等学校(定時制の課程に限る。)の教職員の任免、分限、懲戒及び人事異動に関すること。

(2)～(6) 略

(7) 県立の中学校(以下この条において「県立中学校」という。)及び県立高校の入学者の選抜に関すること。

(8)～(14) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(小中学校課)

第12条 小中学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 小中学校の芸術文化の振興に関すること(特別支援教育課の主管に属するものを除く。)

(8)～(11) 略

(高等学校課)

第13条 高等学校課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県立の高等学校(以下「県立高校」という。)及び市町村立の高等学校(定時制の課程に限る。)の教職員の任免、分限、懲戒及び人事異動に関すること。

(2)～(6) 略

(7) 県立の中学校及び高等学校(次条において「県立高校等」という。)の入学者の選抜に関すること。

(8)～(14) 略

- (15) 県立高校の定時制通信制教育に関すること。
- (16) 略
- (17) 県立高校の学科改編並びに県立中学校及び県立高校の入学定員に関すること。
- (18) 県立中学校及び県立高校の設置及び廃止並びに県立高校の課程等の設置及び廃止に関すること。
- (19) 略
- (20) 略

第2款 事務所の所掌事務

(教育事務所)

第19条 教育事務所の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(4) 略
- (5) 発達障害等特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育に関すること。

- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略

2 中部教育事務所は、前項第4号及び第12号に掲げる事務に関することについては、第7条第2項の所管区域のほか、高知市の区域を所管するものとする。

- (15) 県立高等学校の定時制通信制教育に関すること。
- (16) 略
- (17) 県立高校の学科改編及び県立高校等の入学定員に関すること。
- (18) 県立高校等の設置及び廃止並びに県立高校の課程等の設置及び廃止に関すること。
- (19) 略
- (20) 略

第2款 事務所の所掌事務

(教育事務所)

第19条 教育事務所の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(4) 略

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略

2 中部教育事務所は、前項第4号及び第11号に掲げる事務に関することについては、第7条第2項の所管区域のほか、高知市の区域を所管するものとする。

第3章 教育機関

第1節 教育センター

(事務分掌)

第23条 企画調整部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

2・3 略

第6章 職制

(職の設置)

第35条 法令に特別の定めのあるもののほか、事務局及び教育機関に次条から第39条までに定める職を置き、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて所掌する職務に従事する。

(教育次長等)

第36条 教育次長、子育て・親育ち推進監及び参事の職務は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
教育次長	教育長を補佐し、職員を指揮監督するほか、教育長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
子育て・親育ち推進監	就学前教育に関する事務を掌理するとともに所属職員を指揮監督するほか、関係機関との連携調整に当たる。
参事	特命の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(職務)

第3章 教育機関

第1節 教育センター

(事務分掌)

第23条 企画調整部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9) 略

(10) 情報教育の推進に関する企画及び調整に関すること。

(11) 略

(12) 略

(13) 略

2・3 略

第6章 職制

(職の設置)

第35条 法令に特別の定めのあるもののほか、事務局及び教育機関に次条から第40条までに定める職を置き、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて所掌する職務に従事する。

(教育次長等)

第36条 教育次長及び参事の職務は、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
教育次長	教育長を補佐し、職員を指揮監督するほか、教育長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
参事	特命の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(職務)

第37条 前条に定めるもののほか、事務局職員及び教育機関職員のうちから命ずる次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
略	略
課長補佐	課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課相互間の連絡調整に当たる。
専門企画員	担任する専門的施策等の立案及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。
次長	所長又は館長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
略	略

(事務局に置く職員)

第38条 事務局に教育次長及び子育て・親育ち推進監を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

組織	左の組織に置く職員
課	課長 課長補佐 チーフ
教育政策課	教育企画監 企画監
高等学校課	企画監
教育事務所	所長 企画監 次長(必要と認める教育事務所に限る。)

第37条 前条に定めるもののほか、事務局職員及び教育機関職員のうちから命ずる次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
略	略
課長補佐	課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課相互間の連絡調整に当たる。
次長	所長又は館長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
略	略

(技能職員の職及びその職務)

第38条 技能職員の職及びその職務は、次の表のとおりとする。

職	職務
主任技師	高度の経験を要する技能の業務に従事する。
技師	経験を要する技能の業務に従事する。
専門員	専門的な技能の業務に従事する。

(事務局に置く職員)

第39条 事務局に教育次長及び参事を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

組織	左の組織に置く職員
課	課長 課長補佐 チーフ
所	所長 次長(必要と認める所に限る。)
教育政策課	教育企画監 企画監
高等学校課	企画監
青少年センター	所長 次長 課長

	チーフ
青少年センター	所長 次長 課長 チーフ

2 前項に定めるもののほか、事務局の組織に必要な応じ、参事、副参事、専門企画員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、主任、管理主事、指導主事、社会教育主事、主幹、主査、主事_____、技師その他必要な職員を置く。

(教育機関に置く職員)

第39条 略

第7章 附属機関

(附属機関)

第40条 略

2 前項に定めるもののほか、事務局の組織に必要な応じ、副参事、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、主任、管理主事、指導主事、社会教育主事、主幹、主査、主事、主任技師、技師その他必要な職員を置く。

(教育機関に置く職員)

第40条 略

第7章 附属機関

(附属機関)

第41条 略